

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（No,44）
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	熊谷 正寿
【住所又は本店所在地】	東京都港区南青山
【報告義務発生日】	令和3年9月30日
【提出日】	令和3年10月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	GMOインターネット株式会社
証券コード	9449
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	熊谷 正寿
住所又は本店所在地	東京都港区南青山
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	GMOインターネット株式会社
勤務先住所	東京都渋谷区桜丘町26番1号

##### 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号 GMOインターネット株式会社 グループ法務部長 川崎友紀
電話番号	03-5458-8310

#### (2)【保有目的】

発行会社の創業者であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しております。

#### (3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,990,911		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 8,990,911	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,990,911
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年9月30日現在)	V	111,893,046
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		8.03
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.94

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和2年11月10日、保有株式のうち1,500,000株について、株式会社三菱UFJ銀行に対し担保権を設定。
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	2,820,010
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,820,010

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社熊谷正寿事務所
住所又は本店所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年12月2日
代表者氏名	熊谷正寿
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の保有及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号 GMOインターネット株式会社 グループ法務部長 川崎友紀
---------------	--

電話番号	03-5458-8310
------	--------------

(2) 【保有目的】

発行会社の役員の出資する会社であり、役員の実業参加を助成する目的で保有しております。
--

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	35,716,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 35,716,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		35,716,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年9月30日現在)	V	111,893,046
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		31.92
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		31.54

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>平成16年3月22日に日本法献金融株式会社と400,000株の株券貸借契約書を締結。</p> <p>平成27年9月28日、保有株式のうち6,000,000株について、三井住友信託銀行株式会社に対し担保権を設定。</p> <p>平成27年9月28日、保有株式のうち6,000,000株について、株式会社みずほ銀行に対し担保権を設定。</p> <p>平成30年11月21日、保有株式のうち6,200,000株について、大和証券株式会社に対し担保権を設定。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社へ担保権を設定していた当該株式6,000,000株の内4,000,000株について、平成31年4月25日付で担保権設定が解除されたため、同行へ担保権を設定している株式数は2,000,000株となりました。</p> <p>株式会社みずほ銀行へ担保権を設定していた当該株式6,000,000株の内2,000,000株について、平成31年4月25日付で担保権設定が解除されたため、同行へ担保権を設定している株式数は4,000,000株となりました。</p> <p>令和元年10月4日、保有株式のうち6,000,000株について、大和証券株式会社に対し担保権を設定。</p> <p>令和2年4月2日、保有株式のうち4,000,000株について、株式会社三菱UFJ銀行に対し担保権を設定。</p> <p>大和証券株式会社へ担保権を設定していた当該株式12,200,000株の内2,200,000株について、令和2年11月5日付で担保権設定が解除されたため、同社へ担保権を設定している株式数は10,000,000株となりました。</p> <p>令和2年11月10日、保有株式のうち7,500,000株について、株式会社三菱UFJ銀行に対し担保権を設定。</p> <p>株式会社三菱UFJ銀行へ担保権を設定していた当該株式11,500,000株の内500,000株について、令和3年9月30日付で担保権設定が解除されたため、同行へ担保権を設定している株式数は11,000,000株となりました。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社へ担保権を設定していた当該株式2,000,000株の内1,000,000株について、令和3年9月30日付で担保権設定が解除されたため、同行へ担保権を設定している株式数は1,000,000株となりました。</p>
---

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	7,095,400
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	7,095,400

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者(大量保有者) / 3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	齋藤 薫
住所又は本店所在地	東京都港区南青山

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	-
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号 GMOインターネット株式会社 グループ法務部長 川崎友紀
電話番号	03-5458-8310

(2) 【保有目的】

発行会社創業者の親族であり、安定株主として保有しております。
--------------------------------

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	70,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	0	70,000	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T		70,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年9月30日現在）	V	111,893,046
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.06

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地



### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 熊谷 正寿
- (2) 株式会社熊谷正寿事務所
- (3) 齋藤 薫

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	44,777,511		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 44,777,511	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		44,777,511
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年9月30日現在)	V	111,893,046
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		40.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		39.54

( 3 ) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
熊谷 正寿	8,990,911	8.03
株式会社熊谷正寿事務所	35,716,600	31.92
齋藤 薫	70,000	0.06
合計	44,777,511	40.01